

「新しい生活様式」を踏まえた
スポーツ少年団活動ガイドライン
(令和3年1月25日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、①密閉、密集、密接の「3密」を避ける、②こまめに手洗いや消毒を行う、③周囲の人との間隔をあける、④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用するなど、「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を徹底する。

2 「新しい生活様式」を踏まえた具体策

- (1) 活動前に自宅や活動場所で必ず検温・健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりすること。大会・交流試合等は、必要に応じて開・閉会式の割愛、分散開催等も考慮すること。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には感染防止に必要な身体的距離を確保すること。マスク着用時には、呼吸が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあげ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、短時間での活動を大原則とし、活動時間や休止日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に沿って週4日・1日2時間以内、第3日曜日の全県一斉活動休止日を厳守すること。
- (8) 県外の大会等への参加は、当面の間「真にやむを得ない場合」を除き控えること。

・真にやむを得ない県外の大会等と判断して参加する場合は、感染防止策を徹底した上で参加すること。なお、参加については、団員の保護者の同意を得た上で、各団(あるいは、各競技団体)の責任の下、慎重に判断すること。(遠征先で団員等に感染(濃厚接触者を含む)が確認された場合には、それぞれの自治体を管轄する保健所の指示に従うことになる等を、団員及び保護者に十分説明し理解を得ること。)

・県外の練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間実施しないこと。

・県外の大会等への参加後、団員等に発熱やかぜ症状など体調に異変を感じた際は、速やかに「かかりつけ医」や「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話相談すること。

・県内の宿泊を伴う活動(合宿等)でも、保護者の理解を十分得ること。

- (9) 大人数、長時間の会食(母集団等における飲酒を伴う会食含む)は、当面の間控えること。
- (10) 中央競技団体は、随時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (11) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の順守を最優先すること。

※アンダーライン部分が、今回の主な変更点